

明けましておめでとうございます。本年もみなさまのお役に立つ情報をお伝えしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

相続人の中に音信不通の者がいる、認知症などで意思の疎通ができない者がいる、などのご家庭は、遺言書を作成しておきましょう。

通常、相続が発生した場合、相続人の全員で遺産分割協議をしないと遺産の手続きを進められないのですが、上記のような方がいると、協議を行うことができません。行方不明者に不在者財産管理人の申し立てや、認知症の方に後見人をつけるようになります。これらは家庭裁判所で申し立てを行うのですが、手続きがとても面倒で費用もかかります。亡くなった方が遺言書を作成しておけば、遺産分割協議を行わなくても遺産の手続きを進めることができるのでとても便利です。65歳以上の4人に1人が認知症(予備軍を含む)と言われるこれからの時代、遺言書の作成が必須です。

この遺言書は自筆で作成するものと公正証書で作成するものがありますが、必ず公正証書で作成するようにしてください。自筆の遺言書は無料で作成できますが、書き方が自己流だと無効になってしまうことが多いです。また、自分で保管をしなければならぬので紛失してしまう危険性もあります。もし、遺言書が無効になってしまったり発見できない場合には、相続人の全員で遺産分割協議をしなければなりません。遺言書が無効→遺産分割協議が必要→相続人が認知症→後見人をつけなければならない、という事態になりかねません。そうなるとよけいに費用がかかりますので、遺言書は公正証書で作成しましょう。

ただし、いきなり自分で公証役場に行って遺言書を作ってくれと言っても公証役場が遺言の内容を考えてくれるわけではありません。遺言書を作成したい方は当方にご相談ください。家族構成や財産状況をふまえてご希望に沿った内容の遺言書を作成いたします。

不動産や相続の 様々なお悩みに お答えします



不動産 に関するご相談

- 空き家を放置しておくのが心配なので、解体・処分したい
- 問題を抱えていたり、売却が困難な不動産を処分したい
- 不動産の良い活用方法はないか検討したい
- 共有問題を解消したい

相続 に関するご相談

- 不動産をどのように承継させていけば良いか考えたい
- 相続でトラブルにならないように対策したい
- 相続税の対策を検討したい
- 遺言書の作成を相談したい

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

紀伊国屋 住まいる株式会社

神奈川県小田原市鴨宮666番地の1

TEL : 0465-20-8501

HP <http://www.i-kinokuniya.net>

